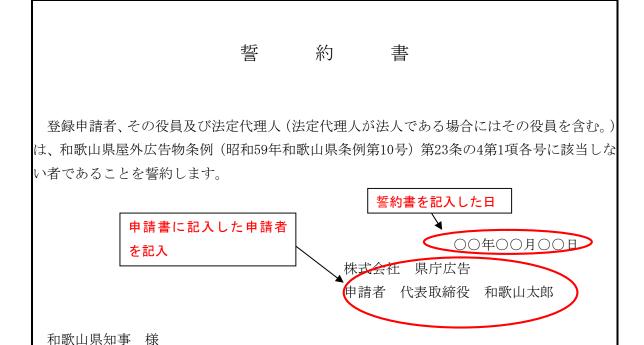


別記第11号様式の2(第16条の3関係)



※参考

(登録の拒否)

- 第23条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第23条の2の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
 - (1) 第26条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
 - (2) 屋外広告業者(第23条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で 法人であるものが第26条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあっ た日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない もの
 - (3) 第26条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又 は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
 - (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者